

気候変動適応法に基づく指定暑熱避難施設の指定に関する協定書（案）

〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「甲」という。）と津市（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、気候変動適応法に基づく指定暑熱避難施設について、熱中症による人の健康に係る被害の発生の防止が図られるよう、当該施設の指定暑熱避難施設としての指定及び運営に当たり必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定で使用する用語の定義は、気候変動適応法の用語の定義によるものとする。

（協定の目的となる指定暑熱避難施設）

第3条 この協定の目的となる指定暑熱避難施設（以下「対象施設」という。）は、次に掲げるとおりとする。

(1) 名称

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

(2) 所在地

津市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

（供用部分）

第4条 対象施設における住民その他の者の滞在の用に供する部分（以下「供用部分」という。）は、別紙のとおりとする。

（開放可能日等）

第5条 対象施設の開放可能日等、開放により受け入れることが可能であると見込まれる人数は、次に掲げるとおりとする。

(1) 開放する曜日

〇曜日～〇曜日

(2) 開放する時間帯

午前〇〇時〇〇分～午後〇〇時〇〇分

(3) 開放により受け入れることが可能であると見込まれる人数

〇〇人

（施設の管理）

第6条 甲は、対象施設の管理責任者を別途配置している場合、乙に対し、その者の所属部課、役職名、氏名及び連絡先を届け出ることとする。また、届け出した内容に変更があった場合についても同様とする。

2 甲は、気候変動適応法及び気候変動適応法施行規則に定める指定暑熱避難施設の基準に適合するように、対象施設の供用部分を適切に維持管理するも

のとする。

- 3 乙は、対象施設の供用部分について、指定暑熱避難施設として住民その他の者の滞在に支障が生ずるおそれがあると認めるときは、甲に対し、改善を申し入れることができる。

(熱中症特別警戒情報の発表時の対応)

第7条 乙は、三重県を対象とする熱中症特別警戒情報の発表を知ったときは、その旨を速やかに甲に伝達するものとする。

- 2 甲は、三重県を対象とする熱中症特別警戒情報の発表を知ったとき、もしくは前項の伝達を乙から受けたときは、当該熱中症特別警戒情報の発表期間中、第5条に定める開放可能日等において、対象施設のうち第4条に定める供用部分を一般に開放するものとする。

- 3 前項による対象施設の開放中における住民その他の者の滞在に係る対応は、甲においてこれを行うものとし、必要に応じ乙に協力を求めることができる。

(熱中症特別警戒情報の発表時以外の対応)

第8条 甲は、熱中症特別警戒情報の発表時以外においても、住民その他の者が暑熱を避けるための滞在場所として、第5条に定める開放可能日等において、対象施設のうち第4条に定める供用部分を一般に開放にするよう努めるものとする。

- 2 前条第3項の規定は、前項の規定により供用部分を一般に開放する場合において準用する。

(変更の協議等)

第9条 甲は、対象施設の営業時間の変更や増改築等に伴いこの協定の内容に変更が生じる場合は、あらかじめ乙と協議するものとする。

- 2 合併等により甲の事業者名称が変更となる場合、甲は、乙へその旨を届け出ることとする。
- 3 合併により甲が消滅する場合、甲の権利義務を存続する会社は、この協定を継続する意思がある場合、乙へその旨を届け出ることとする。

(協定の有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までとする。ただし、当該期間の満了の3か月前までに、甲又は乙のいずれからも協定の更新をしない旨の申出がなかった場合は、この協定は、引き続き同一の条件で1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

- 2 前項及び前条第3項の規定に関わらず、対象施設における甲もしくは甲の権利義務を存続する会社の事業活動が終了した時点をもって、この協定は効力を失う。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義の生じた事項に

については、甲及び乙が信義に従い誠実に協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 ○○県○○○市○○○○○○○○○
○○○○○○株式会社
代表取締役社長 ○ ○ ○ ○

乙 三重県津市西丸之内23番1号
津市
津市長 前 葉 泰 幸

別紙（第4条関係）

対象施設における住民その他の者の滞在の用に供する部分

